

薩監第 542-1 号

令和 7 年 3 月 6 日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男
同 矢 野 信 之
同 大 田 黒 博



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

(1) 対象課所

未来政策部、行政管理部、市民安全部、保健福祉部、農林水産部、経済シティセールス部、建設部、教育部（学校等を除く教育機関を含む）、消防局、水道局及び議会事務局の各課室等並びに会計課、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局及び農業委員会事務局

(2) 対象事務

令和6年度（令和6年4月1日～令和6年11月30日）の財務に関する事務の執行から抽出

3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の規定に則って、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施方法

今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合などの事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認めた監査手続を実施した。

5 監査実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局

(2) 実施期間

令和6年11月11日（月）～ 令和7年2月14日（金）

(3) 委員ヒアリング実施日

令和7年1月15日（水）・16日（木）・20日（月）・21日（火）

令和7年2月13日（木）・14日（金）

6 監査結果及び意見

(1) 監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 監査意見

- ・ 事務処理に当たっては、根拠となる法令、要綱等を確認し、安易な前例踏襲によることなく、適正な事務処理を心掛けられたい。また、課所長等においては、職員が適正な事務処理を行えるよう、指導・助言を行うとともに、帳票の精査及び確認についても更に徹底されたい。
- ・ 支出負担行為書等の作成に当たっては、失念等による起票漏れのないよう、適正な事務処理に努められたい。
- ・ 即決補修工事は、緊急性や業者選定（即決補修対応とした理由）について厳正に検討されたい。また、工事等の写真は、施工内容の妥当性を担保するため、内容（着工前・施工中・完成後）が明瞭となるよう管理されたい。